

大分大学医学部附属病院医療安全管理体制に関する細則

平成28年9月27日制定

平成28年医学部附属病院細則第4-18号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の医療安全管理体制に関し必要な事項を定める。

(総括)

第2条 病院長は、本院の医療安全管理に関する事項を総括し、その体制を確保する。

(医療安全管理責任者)

第3条 本院に医療安全管理責任者を置き、副病院長（安全管理担当）をもって充てる。

2 医療安全管理責任者は、医療安全管理部、大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会、次条及び第5条に規定する医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する。

(医薬品安全管理責任者)

第4条 本院に医薬品安全管理責任者を置き、薬剤部長をもって充てる。

2 医薬品安全管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医薬品の安全使用のための研修
- (2) 医薬品に係る業務手順書の作成
- (3) 医薬品の使用等の情報の収集
- (4) 医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
- (5) 医薬品の安全管理のための業務に資する情報の整理、周知及び周知状況の確認
- (6) 未承認薬等の使用状況の把握のための体系的な仕組みの構築
- (7) 未承認薬等の使用の必要性等の検討状況の確認、必要な指導及びこれらの結果の共有
- (8) その他医薬品の安全管理に関し必要な業務

(医療機器安全管理責任者)

第5条 本院に医療機器安全管理責任者を置き、ME機器センター長をもって充てる。

2 医療機器安全管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療機器の安全使用のための研修
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- (3) 医療機器の使用等の情報の収集
- (4) 医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
- (5) 未承認医療機器等の使用状況の把握のための体系的な仕組みの構築
- (6) 未承認医療機器等の使用の必要性等の検討状況の確認、必要な指導及びこれらの結果の共有
- (7) その他医療機器の安全管理に関し必要な業務

(診療記録管理責任者)

第6条 本院に、診療記録管理責任者を置く。

2 診療記録管理責任者は、診療記録等の記載状況及びインフォームド・コンセントの実施状況を定期的に確認するものとする。

3 前項に規定する確認を行った場合において、その記載状況及び実施状況が不十分と認められるときは、診療記録等の記載及びインフォームド・コンセントを適切に実施するために必要な研修、指導等を行う。

4 診療記録管理責任者は、診療科長のうちから病院長が指名する。

5 診療記録管理責任者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、医療安全管理体制に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年9月27日から施行する。
- 2 第6条第1項に規定する診療記録管理責任者の最初の任期は、同条第5項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。